

浜松市規則第59号

浜松市敬老祝金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため行う敬老祝金（以下「祝金」という。）の支給について必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該年度の8月1日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に引き続き4か月以上記録されているもの（以下「受給資格者」という。）に対し、予算の範囲内において、祝金を支給する。

- (1) 88歳の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。次号において同じ。）が当該年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間にある者
- (2) 100歳の誕生日が当該年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間にある者

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に該当する受給資格者 1万円
- (2) 前条第2号に該当する受給資格者 3万円

(支給方法)

第4条 祝金の支給は、市長が別に定める口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(支給日)

第5条 祝金の支給日は、別に定める。

(支給の決定)

第6条 祝金の支給の決定は、市長が行う。

(未支払の祝金)

第7条 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき祝金で未支払のものがあるときは、市長が別に定めるところにより、その者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者に支払うことができる。

(祝金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により祝金の支給又は支払を受けた者があるときは、その者に対し、既に支給し、又は支払った祝金を返還させるものとする。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。